

淀川水系流域委員会 第51回委員会

議事録 (確定版)

日 時 平成18年7月6日(木)

午後 3時00分 開会

午後 5時49分 閉会

場 所 みやこめっせ

地下1階 第1展示場B面

〔午後 3時00分 開会〕

庶務（日本能率協会総研 近藤）

それでは定刻となりましたので、これより淀川水系流域委員会第51回委員会を開催いたします。本日の出席委員は21名となっております。定足数の13名を超えておりますことをご報告いたします。司会進行は委員会庶務近藤でございます。よろしくお願いいたします。

審議に入ります前に、配布資料の確認及び発言に当たってのお願いをさせていただきたいと思います。まず配布資料でございますが、お配りしました袋に入れてあります資料で、黄色い「発言にあたってのお願い」、「議事次第」、「配布資料リスト」とございます。その下に、右肩に番号がつけてある資料で、「報告資料1」、「審議資料1」、「審議資料2」、「その他資料」、「参考資料」、合わせて8点が入っているかと思っております。不足等ございましたら庶務までお申しつけいただければと思います。

なお、「参考資料1 委員および一般からのご意見」につきましては、前回の公開会議以降のものを整理することということが運営会議の方で決められておまして、前回公開会議として開催されました第9回住民参加部会以降、今月4日までに寄せられた意見を整理しております。それ以前の「委員および一般からのご意見」をご希望の方は受付までお申し出いただければと思います。

発言にあたってのお願いでございますが、発言をいただく際は「発言にあたってのお願い」をご一読いただき、ご発言の際には、議事録を作成する関係で必ずマイクを通しお名前を発声してからご発言いただきますようお願いいたします。なお、一般傍聴の方にも本日発言の時間を設けておりますので審議中の発言はご遠慮いただきたいと思います。携帯電話につきましては電源をお切りいただくか、マナーモードの設定をお願いいたします。

本日の委員会は3時間を予定しておまして、午後6時の終了予定でございます。それでは今本委員長、よろしくお願いいたします。

今本委員長

今本です。本日は久しぶりの委員会ということで、4月以来です。最近委員会が少なくなっているものですから、この委員会は一体どうなったんだというおしかりを受けることも多いんですが、決して私どもはサボっているわけではありません。検討会なり作業部会、非公開ではありますが、そういうことを続けております。非公開にしているのは、何も隠すためにやっているんじゃなくできるだけ審議の中身を濃くするためであります。何をしたかということはすべて議事録なりで公開していきたいと考えておりますので、ご了承の

ほどをよろしく願います。

早速ですが報告から入らせていただきます。庶務、お願いします。

〔報告〕

（１） 前回公開会議以後の会議等の開催経緯について

庶務（日本能率協会総研 高橋）

これからご報告させていただきます。庶務の高橋でございます。お手元に「報告資料1」を先ほどお配りいたしました。

それでは、これから「報告資料1」に基づきまして4月24日の前回委員会以降の会議についてご報告申し上げます。お手元の「報告資料1」に一覧表がございます。それに基づいて、まず概略をご説明させていただきたいと思っております。

4月24日、第50回委員会がみやこめっせで開催されました。詳細はまた後ほどご説明いたします。第70回運営会議が5月17日に京都センチュリーホテルで開催されました。5月18日に第2回木津川上流部会検討会が開かれました。そして、5月20日に第31回猪名川部会、5月28日に第34回淀川部会、5月30日に第37回琵琶湖部会。次のページになります。6月22日に第71回運営会議、そして6月25日に第7回利水・水需要管理部会、6月26日に第9回住民参加部会というように、委員会、運営会議、部会が開催されました。

それ以外に、先ほど委員長からのご説明がございましたが、各種検討会を積極的に開催させていただきました。もう一度お手元の資料1ページをごらんいただきますと、5月11日に第2回利水・水需要管理部会検討会、そして6月3日に飛びますが、6月3日に4つの地域部会の検討会が開催されました。猪名川、木津川上流、淀川、琵琶湖の4つの部会検討会が大阪ビジネスパーク円形ホールにて開催されました。そして、6月13日に利水・水需要管理部会検討会、6月17日に木津川上流部会検討会、6月19日に第3回淀川部会検討会、6月20日に水位操作WG検討会、6月22日に第3回琵琶湖部会検討会、というように積極的に検討会も行われてまいりました。

それでは3ページをごらんさせていただきたいと思っております。第50回委員会は4月24日にみやこめっせで開催されました。決定事項でございます。部会長は5月の地域別部会で河川管理者から説明していただく整備内容シートを選び河川管理者に伝えるということが決定されました。報告の概要でございます。庶務より経過報告がなされた後、河川管理者より委員移動について、嘉田委員から委員辞任の申し出があり4月18日付で委員委嘱を免じる辞令を交付したとの報告がなされました。以下、3に審議の概要が書いてございます。項目

だけをご説明させていただきます。ダム等の管理にかかるフォローアップについて、河川整備計画基礎案にかかる具体的整備内容シートについて。以下、様々な検討がなされました。

続きまして、お手元の資料7ページでございます。第70回運営会議の結果報告でございます。5月17日に京都センチュリーホテル3階で開催されました。決定事項及び検討事項でございます。平成17年度事業進捗の点検の進め方について。第51回委員会について。一般からの意見提出と配布及び一般の傍聴者からの意見聴取の方法について。以上の点について審議がなされました。

続きまして8ページでございます。第2回木津川上流部会検討会の結果報告でございます。5月18日、名張シティホテルで開催されました。報告の概要。庶務より報告資料を用いて説明がなされました。審議の概要はここに書いております。河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検について。そして、次のページの4でございます。一般傍聴者からの意見聴取がなされました。

続きまして10ページでございます。第31回猪名川部会の結果報告でございます。5月20日、大阪市立中央会館ホールで開催されました。審議の概要でございます。河川整備計画基礎案に係る事業進捗状況の点検についてです。河川管理者より審議資料事業進捗状況報告項目についての整備内容シートを用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見は、河川レンジャーについて、横断方向の河川形状の修復の検討について、等です。

続きまして12ページでございます。第34回淀川部会の結果報告でございます。5月28日に京都市リサーチパークで開催されました。報告の概要。庶務より報告資料を用いて説明がなされました。審議の概要。河川管理者より審議資料淀川水系河川整備計画進捗状況報告を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見は、河川レンジャーについて、横断方向の河川形状の修復等についてでございます。

続きまして14ページでございます。第37回琵琶湖部会結果報告でございます。5月30日、大津市のコラボしが21にて開催されました。結果の報告の概要でございます。庶務より報告資料を用いて説明がなされました。審議の概要でございます。河川管理者より審議資料淀川水系河川整備計画進捗状況報告を用いて説明がなされた後、委員との意見交換がなされました。主な意見は、河川レンジャーについて、横断方向の河川形状の修復の検討について等でございます。

続きまして16ページでございます。第71回運営会議が6月22日に開催されました。決定事項及び検討事項でございます。平成17年度事業の進捗点検についての意見書について、第51回委員会の進め方について、今後のスケジュールについて、その他について、でございます。

続きまして17ページでございます。第7回利水・水需要管理部会が6月25日に国立京都国際会館にて開催されました。決定事項でございます。部会作業検討会までに事業進捗点検の意見を庶務に提出するということが決定されました。報告の概要でございます。庶務より報告資料を用いて、部会検討会の経過報告と利水・水需要管理部会にかかわるこれまでの意見整理について報告がなされました。審議の概要でございます。河川管理者より審議資料平成17年度事業進捗状況報告を用いて、利水に関連する事業進捗点検について説明がなされた後、委員との質疑応答がなされました。主な項目は、利水者の水需要の精査確認について、水利権の見直しと用途間転用について、等でございます。

続きまして19ページでございます。第9回住民参加部会結果報告でございます。6月26日、国立京都国際会館にて開催されました。決定事項でございます。住民参加部会は平成17年度事業の進捗点検の計画1-1河川レンジャーへの意見を述べる。2、平成17年度事業進捗点検について意見、及び、一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取に関する提案への意見があれば庶務に提出するということが決定事項でございます。報告の概要です。庶務より報告資料を用いて報告がなされました。審議の概要でございます。平成17年度事業進捗状況の点検について、河川管理者より各河川事務所での河川レンジャーの取り組みについて説明がなされた後、委員との質疑応答がなされました。その後、審議資料についての意見交換がなされました。主な意見交換の項目は、河川レンジャーについて、17年度事業の進捗点検についての意見案に関する意見交換等でございます。

以上が、委員会、運営会議、部会の結果報告でございます。それ以外に検討会がなされておりますが、検討会では、主に平成17年度事業進捗状況点検項目への意見交換を中心に議論がなされました。以上でございます。

今本委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの報告につきましてご注意いただくことはございませんでしょうか。よろしいでしょうか。それではご承認願います。続きまして、審議に入らせていただきます。

〔審議〕

（1）平成17年度事業進捗点検についての意見について

今本委員長

これについてちょっと説明させていただきます。今回は各地域部会それからテーマ別部会が中心になって点検をいたしました。その結果が集約されたのが7月2日であります。7月2日と3日の2日間をかけた運営会議のメンバーが中心になってとりまとめを行いました。それでもその段階で終了せず、7月4日の24時までには再び修正意見を出すということにいたしました。そういうことで、委員の皆さんにはこの意見をあらかじめ配布することができませんでした。この点をおわび申し上げます。

そこできょうは、各地域部会で取り扱いましたすべてを説明することはできませんので、主なものを幾つか取り上げて担当部会の方から説明いただきたいと思います。順番といたしまして、まず地域部会の琵琶湖部会から、淀川部会、木津川上流部会、猪名川部会、それから利水・水需要管理部会、それに住民参加部会の順番で行きたいと思います。

それでは、琵琶湖部会からよろしく願いいたします。

中村委員

琵琶湖部会の中村です。琵琶湖部会は各、環境、治水、利水、利用等かなりの項目にわたって整備シートの意見を集約する作業をしてきたわけですが、本日は、琵琶湖部会の方は環境に重点を置いて、若干意見の提出及び意見交換ということでこのとりまとめに至った経緯を幾つか具体的な例をお示ししてご説明したいと思います。

まず、7ページ目に環境2-14というのがございますが、野洲川河口の横断方向の河口形状の修復の検討ということでございます。これは、野洲川河口部が、矢板で湖岸までほぼ直線的に新水路が形成されてきて上流からの土砂等の堆積が河口域に形成されてきているということが1点と、それから横断方向としては、高水敷から低水路に向かって水制工というものを設置しまして、そこに環境に配慮した生物の生息域等を回復するという事業でございますが、これについては、意見として一番目が上がっていますが、この事業が考案されて実際に設計設置された状況をもう一度振り返って、治水上の適切性ということが果たして満たされているかどうかということのを再検討していただきたいと。

というのは、水制工を設置するということで、治水上に支障が起こらないということのご説明はあったわけですが、当初の設計と現時点における状況、さらには環境に配慮ということが総じて治水に対してどういう影響があるのかということについては、委員の中で

もやはり十分な説明、あるいは説得力のある環境への配慮という点が必要ではないかということがございます。

それから、この河口域には非常に顕著な洲ができておりまして、幾本も大きな木が数mの高さに、あそこの野洲川の橋をさらに超えるような高さまで出てきているわけですが、そういう洲の堆積問題についても十分検討して適切な対処が必要であるということがございます。

さらには、当然そういう洲ができて植生ができてきますと動植物が生息するわけですが、生息環境とこの工事あるいは洲の撤去を含めて十分モニタリングをして、どういうふうな長期的な判断をするかということを考えていく。さらにはこの水生ごとの関係ということが非常に重要だということがこの意見の趣旨でございます。

もう1点、これはちょっとシート横断的になるわけですが、環境 - 3 - 5、それから環境 - 3 - 6でございますが。いずれも2)の魚道の問題なんです、非常に重要な試行錯誤を魚道の設置やその効果の評価というようなことでやっておられるわけですが、委員の中からは、特に、その地域の河川に歴史的・地理的な特徴があって、本来そこに生息する魚種から評価に適切な魚種を選択してモニタリングをするということの重要性を指摘してございます。この魚道については、委員の中でも、様々な状況下で魚道が様々な形で設置されているわけですが必ずしも成功例というのは多くないと。今後、同様の試みがこの琵琶湖地域でも行われていくわけですけれども、十分魚道としての機能と同時にその地域の生態系を回復するなり維持していくということに重点を置いた、適切な、長期的なモニタリングを科学的に進めていくということに重点を置いた意見になってございます。

あともう1点、同じ魚に関するところでございますが、環境 - 4と環境 - 5 - 2いずれも魚類・魚種のことがございます。4は高島町ハリエで行われているわけですが、河川と陸域の連続性の確保、特に内湖との連動した地域の回復というようなことが環境 - 4。それから環境 - 5 - 2は、全く違うんですが、瀬田川の洗堰での水位操作ということが琵琶湖全体のコイ科魚類の回復ということに関連しているので、これらはいずれも非常に重要な取り組みで高い評価をしているわけですが、今後、十分生態系の回復あるいは外来種等の影響、それから内湖と陸域との関連性を十分踏まえた取り組みが必要であるということで、一方で評価しつつもう一方で今後の幅広い取り組みに期待するというような意見になってございます。

多少、注文もついているわけですが、大体そういう形のものが琵琶湖部会の環境の取

り組みを中心とした意見の経緯の特徴的なことをございました。以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。ご意見等は後ほど一括して、休憩後をお願いしたいと思いますので説明を続けていただきます。

では、次は淀川部会、お願いします。

村上興正委員

淀川部会の村上です。淀川部会として経過を説明しますと、まず項目が非常に多く多岐にわたりますので河川管理者と協議の上、重点項目というのを選択しました。次に、その説明をしていただいてそれを6月19日の淀川部会検討会で議論しました。その議論をもとに原案を起草することとして、作業グループは、私と綾さんと澤井さんと金盛さんと高田さんの5名としました。その委員以外にも、環境に関しては西野さん、計画に関しては川上さんにもお願いして意見を提出していただきました。私の方で、これらの提出意見とそれまでに出た意見とを集約しまして、作業グループ用のたたき台を作成したというのが29日の午前です。それでこのたたき台を、29日の19時から21時30分と30日の16時から18時までの会議を開きまして、30日には今本委員長も出席されたので、さらに治水部分を中心に修正されたものを7月1日の午前に提出したという形でつくられています。

具体的な内容については、まず河川レンジャーは後で出ますのでここでは説明しません。環境に関しては何を重点としているかと言いますと、今年淀川のシンボルフィッシュとして守ってきたイタセンパラの仔稚魚がゼロだったというショッキングな事態がありまして、これを受けて、どう対処するかが問題となりました。これを機会に、やはりワンドの環境回復ということと新たなワンド群を設置することによって希少魚類の保全ということをもう少し強化すると、そういったことが必要であろうということで、掲げてあります。環境 - 2 - 1 庭窪地区、それから環境 - 2 - 2 楠葉地区、それから環境 - 2 - 5 赤川地区と、こういうのはすべてそういう視点で書かれています。

個々の場所での具体的なことについては、そこに現状と課題として列記しています。これは細かく説明しますときりがないので、読んでいただくとわかるように書いています。

もう一つは、ヨシ原の保全というのがやはりかなり重要な項目ですので、それについては環境 - 2 - 4 で書いております。現在まで試行的に高水敷の切り下げということをやっています、その結果として幾つもの地域でかなり良好なヨシ原ができつつある。だから、この方向性はよいのではないかということで、今後とも続けてほしい。ただし、そう

いうのをモニタリングしながらよりよい方向に向けてほしいというのが主な意見です。

環境が大体それで終わりました、あとは環境 - 5 - 1 に水位操作の問題が出ています。これは、先ほどのワンドの環境改善、特に湛水域にある城北ワンド群の環境改善と、あと新規利水を目的としたフラッシュ操作というのが行われています。それで、これの効果というものをちゃんと把握しなければならない。前者については、城北ワンド群について、昨年度は水位操作を行わなかったためかもしれませんが、要するにブラックバスとかボダンウキクサが大発生したことが、先のイタセンパラの絶滅の可能性に関係するのではないかということを感じております。そういったことから、もう少し水位操作を続けてその影響というものを考えましょうというのが書いてあります。そこが環境に関する主なものです。

それから、その次は治水に入ります。治水では、専らシートナンバー治水 - 3 - 2、28 ページですが。堤防補強ということがありまして、これは今まで浸透とか侵食に対しては順次やられたことは評価する。ただし、越水に関してはまだ全然検討が足りませんよ。それから、浸透・侵食とかそういったことについての大まかな目標設定、スケジュールの設定は示されているのですが、具体的に、どの場所をいつやるかというような詳細なスケジュールというものが公表される必要があるだろうということが主に書いてあります。

あとは、35ページの辺に橋梁のことと高潮対策のことが若干触れられています。それから津波のソフト対策が39ページに書いてあるということです。

1つだけ飛ばしていましたが、24ページのところで高規格堤防事業というのがございまして、これに関しては、それだけでは済みませんよという話が出ています。

というのは、今選ばれている場所は治水上の必然性から選ばれた場所ではない。要するに、まちづくり計画との整合性によってできやすいところからやっている。そうするとどうなるかということ、できないところがいつまでも放置される、そうするとそこがかえって弱くなるのではないかということで、堤防補強ということをそれに組み合わさないとだめなのではないかということが書いてあります。だから、高規格堤防そのものは、方向性としてはいいのだけれどもそれだけでは済みませんよということが、24ページの治水 - 2 の 5 . 3 . 1 のところに書いてあるということです。

それから飛びまして、48ページに淀川の舟運低水路整備検討ということで、水制工の設置ということが突然出てきています。これは、やることに対して基本的な方向性はいいのだけれども、もう少し事前調査をきっちりしてからやった方が望ましいですよということと、

それからまだ長期的な見通しのもとにやられるものですから、今やっていることに対しての評価を行いながら次のやつをやるというふうな、モニタリングと計画へのフィードバックみたいなことをちゃんとしてほしいということを書いています。

それから大堰閘門に関しては、やはり環境に与える影響が大きいので、設置位置についてはちゃんと委員会を開いて決めましたので妥当だと思うんですが、その与える影響が大きいということと魚道というものがありますので、それとあわせた形で今後ともちゃんとしたことをしてくださいよという、こういう注文をしています。

これが大体主な意見です。細かいことはその内容を見てください。以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。続きまして、木津川上流部会、お願いいたします。

川上委員

木津川上流部会の川上です。木津川上流部会では、たくさんあるシートの中から9つの案件を選びまして意見を書いております。そのうち、計画-1の河川レンジャーに関しましては後ほど住民参加部会の方から報告があるということで省かせていただきまして、あと残った8つの中から、重点的なものとして4つだけを選んで説明させていただきたいと思います。

お手元の意見書の案の12ページ、環境-9-1、「琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（案）の検討」ということについてでございますが、第1次流域委員会におきまして、淀川流域水質汚濁防止連絡協議会を発展させまして、新たに、住民活動や水質等に詳しい有識者を参加させた琵琶湖・淀川流域水質管理協議会というのを設置いたしまして、自治体、関係機関、住民・住民団体と連携して河川の流入する汚濁の総負荷量管理を図ったかどうかという提案をいたしまして、河川管理者は基礎案におきましてこれを実施するという方向で進んでおります。そのことは、従来の水質管理の濃度規制である環境基準の達成ということだけではなくて面源対策負荷も含めた汚濁負荷量の総量規制へと発展させようとしているということで、これは大変画期的なことでもありまして、委員会は適切だと考えているということが中心になっております。

そして3)でございますけれども、小規模事業者や産業廃棄物処分場、ゴルフ場など、これまで河川管理者が余り管理の中でかかわってこなかった有害汚染物質を含む排水等についても、関係機関等と調整・連携して事故の防止に取り組むことが重要であるということを指摘しております。

現在までに、猪名川流域水環境管理ワークショップ、それから木津川上流水環境ワークショップなどが開催されておりまして、協議会の設置に向けて準備が進められているということの評価しております。

今後は、琵琶湖・淀川流域圏の再生協議会の水環境に関する分科会の中で、この協議会の具体的枠組み等を検討するというふうに基礎案では示しておりますけれども、やはり河川管理者としてしっかりと取り組むという具体的な内容をより明確に示してほしいという意見を述べております。

次に、13ページの水質保全対策、環境12 - 4でございますけれども。これは、室生ダム、布目ダムに設置された副ダムの機能や効果についての報告に対する意見であります。

本来、副ダムの主目的は、土砂の削減によるダムの延命にあるというふうに考えております。そして、栄養塩の除去による水質浄化はその副次的な効果でありまして、もし栄養塩の除去がこの副ダムの建設の主目的だといえますと、大変高額な建設費を費やして総負荷量の一部のみを削減するのは経済的に引き合わないのではないかとというふうに考えました。

貯水池へ流入する土砂の軽減についても、ある程度の効果は認められるもののその削減量は流入量の一部に過ぎないわけで、抜本的な対策にはなり得ないのではないかとというふうに考えます。今後、土砂の管理それから水質管理とその結果の速やかな公開によりまして住民の懸念を払拭する努力が必要であるということで、引き続き、ちゃんとしたモニタリングを行って評価をすべきであるというふうに意見を述べております。

次に、14ページでございますが、環境 - 17 - 5、「オオサンショウウオの生息環境を保全する」という取り組みで、これは川上ダムの建設と関連していることでございます。

オオサンショウウオの種としての希少性が理解されまして、保全措置に各種委員会を設けるなど多大な努力を払っていることは評価できるわけですが、しかしながらオオサンショウウオの移転の試行につきましては、移転先の環境容量の推定など、移転した個体群の維持がきちっと保障されないままに移転の試行が行われているということで、これは問題ではないかと。今後もモニタリングを継続いたしまして、もし所定の効果が期待できないことが明らかになった場合は、復元を含めた計画全体の見直しも視野に入れて調査検討を極めて慎重にやってほしいという意見を述べております。

次に、31ページの水質 - 5 - 1でございます。「上野遊水地事業」です。平成25年度の完成を目指して周囲堤の整備など整備が着実に進められていることについては一定の評価

をしております。ただ、今後の課題といたしまして、岩倉峡の流下能力をより高い精度で明らかにして、遊水地の諸元というものを再検討する必要があると考えます。

岩倉峡の流下能力については、専門家による検討会を設置し、またこの委員会でも再三にわたり検討してきたわけですが、まだその能力について十分解明されておりません。この問題は、川上ダムの新設計画についても大変大きな影響を及ぼす極めて重要な課題でありますので、さらなる検証が必要だということで求めています。

遊水地の水理機能については、この遊水地の効果というものを最大限に引き出すためにはどのように遊水地の諸元を決めたらいいか、あるいは検討したらいいかということについて、従来、仮定に基づいた氾濫量だけで検討してきたが、これからは、検討をさらに深めるために三次元水理模型による実験的な検討が必要であるということで、大変時間と費用のかかる提案でございますけれども、この問題は大変重要でございますので、ぜひ河川管理者の努力をお願いしたいという意見を述べております。

木津川上流部会は以上でございます。

今本委員長

ありがとうございました。

では、猪名川部会、お願いします。

角野副委員長

猪名川部会の角野です。猪名川部会では現在進捗中の主な事業についての意見をそれぞれ述べたわけですが、特に猪名川特有の課題は環境の問題だと思いますので、それに絞って簡単に説明したいと思います。

意見書には非常に具体的、かつ簡潔に意見をまとめているわけで、それをお読みいただければ内容についてはおわかりいただけると思うんですが、その意見をまとめるに至った議論についてお話ししたいと思います。

猪名川に関する取り組みは基本的に3つの側面から行われています。1つは縦断方向並びに横断方向の連続性を修復するという事業です。2つ目は、生物の生息・生育環境の保全と再生を目指す事業です。そして3つ目は外来種対策とようまとめられると思います。

猪名川でこれらの事業に取り組む上で特有の状況と申しますが、猪名川が直面している状況というのがあります。それは、猪名川というのは流域に非常に人口が集中している河川であるということです。それに伴い、河川敷の利用が非常に高度に進んでいまして、

猪名川のかつての環境といいますか、原風景というべきものがもう大半失われてしまっていて、環境を再生するといってもどういうことを目指せばいいのかということが容易にはわからない。そういう問題があります。

ですから、どういう事業を行うにしましても共通して、保全・再生目標の設定をしっかり議論しておくことが大事だろうということになりました。その上で何をどういう順番で進めていくのかといった全体計画を持つこと、その上で個々の事業の優先順位を決めて進めていくということ、そういうことを考えるのが大事だということでした。

このようなスタンスに立ちまして個々の事業についていろいろと「この事業についてはこういうことをやればいい」というようなことを意見としてまとめたわけです。縦断方向並びに横断方向の連続性の修復に関しては、横断方向に関してはもう少し冠水しやすいように切り下げを行うとか、あるいは緩傾斜化を行うというようなことが実際に一部進んでいたり、また、意見の中で述べているわけですが、その際に現在の利用状況、例えば運動場として利用されている場所とか、そういう利用をどう縮小していくのかといったことも検討しながら進めていく必要があると意見としては述べています。

また、縦断方向の連続性の修復については魚の遡上降下がきちんとできるようにということが目標なわけですが、今までその対象種がアユだけに限定されていたきらいがあります。今後は、コイやフナですとか、あるいはモクズガニといった甲殻類も対象に入れて、全面魚道化といったことも含めて検討していただきたいというような意見を述べております。

次に生息・生育環境の保全と再生につきましては、2つのちょっと異なった性格の事業が含まれているわけですが、現在比較的良好な自然環境が残っている場所を保全し、再生するという事業が2地点で行われています。ここでは切り下げというようなことが具体的に進められているわけですが、大事なことはやはりその効果というのを評価しながら試行的に進めて、いわゆる順応的管理を取り込んでいくことが大切だろうと述べています。その際、貴重な種類が生息している場所から行うのではなくて、そういう場所を避けて試行的に行って、効果を確認してから一番貴重な場所で事業を進めていくのが妥当な順序だろうということも述べております。

3番目の外来種対策につきましては、琵琶湖部会などで問題になっています外来種というのはブラックバス等の魚が中心なわけですが、猪名川で問題になっている外来種は外来の植物です。猪名川は人為的な攪乱が非常に進んでいるということを先ほども申し上げ

ましたが、そういう川ですので外来種が非常に多い川です。ですから、長中期的には「一体どういう外来種がいて、その外来種はどのような場所で、どのような対策を行うのか」ということを考えなければならないのですけれども、当面問題になるのは実際現在も事業が進んでいますハリエンジュとアレチウリに対する対策です。

ハリエンジュについては、これはまだ侵入の初期段階にあるので長中期的な計画とは別に早急な対策を行うべきであり、現在取り組まれている対策というのは評価できるので、これをさらに進めていただきたいということを述べています。アレチウリに関しましては、全国各地で行われていますので、そういった成果も学びながら方法の妥当性や効果について検討していくことが必要であるということを述べています。

そういう議論に基づきましてこの意見書では具体的な意見をとりまとめています。

以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

続きまして、利水の部分を担当していただきました利水・水需要管理部会からお願いします。

荻野委員

利水・水需要管理部会の荻野でございます。

テキストの42ページからでございます。

利水・水需要管理部会は6月25日に部会を公開で開きました。河川管理者から4つの項目について進捗状況の説明をいただきました。そして、委員から意見を出しまして、ここに記載されているのがそのとりまとめでございます。4点でございますので要点を絞ってご説明させていただきます。

42ページの利水 - 1 - 1でございますが、水需要の精査確認でございます。

この2)のところを見ていただきますと、淀川下流域の上水と工水の年最大取水量の合計値と既存施設の水利権水量の合計値の差から日量約250万 m^3 の未利用水の発生があるということが確認されました。これは大変大事な数字であると私どもは考えております。公表は妥当なものと評価しております。

それから水需要の予測でございますが、京都府と三重県と大阪府の水需要予測の結果報告がございました。それぞれ一定の水需要抑制策を反映しているものの、三重県につきましては将来人口の予測や経済開発の期待が余りにも大き過ぎて過大な予測ではないかと

考えております。それから、大阪府の予測につきましては利水安全度というファクターを用いまして確保すべき水源量の割り増し計算を行っております。これも過大な将来予測ではないかというふうに考えております。再検討をしていただきたいと思います。それから、京都府も需要予測をしておりますが、おおむね妥当ではないかと考えています。

利水安全度という考え方が河川管理者の方から提案されております。その考え方及び計算根拠がまだ示されていないので現場では多少混乱が起こっております。この数値の取り扱いあるいはとり方によって将来予測が大きく変動し、かつ、大阪府に見られるように、過大な評価につながるのではないかと心配しております。

利水 - 1 - 2 でございます。43ページの上の方です。水利権の見直しと用途間転用ということでございます。

この方向性はこれまで大変難しい作業あるいは行政上の難関でありましたが、河川管理者はよくこの点を踏み切って検討されましたことについては高く評価したいと思っております。

水利権の見直しでございますが、大阪府の臨海工業用水と工業用水系統の水利権の見直し作業が進められております。その進捗状況について詳細な公表が待たれるところでございます。

農業用水につきましても、例えば守口市ほか6市、神安土地改良区それぞれ合わせますと日量にして100万 m^3 程度の権利水量でございます。これもそれぞれ見直し作業に入っていておるものと思っております。速やかな公表が待たれるところでございます。

用途間転用につきましては工業用水から上水道への用途間転用が必要とされております。何度もこの委員会あるいは現場ではそういう要望が出ております。速やかに課題を整理して作業手順を示していただきたいと思いますと思っております。

農業用水におきます慣行水利権の許可水利権への切りかえ及び農業用水から水道用水等への転用についても大変重要な作業課題だと思っております。進捗状況はまだ十分な説明をいただいておりますが、これから結果を公表していただきたいと思います。

それから、利水 - 1 - 3 でございますが、既設水資源開発施設の再編と運用の見直しということでございます。

これは、日吉ダムにおきまして基準点確保水量の見直しが行われました。それが日吉ダムの補給水の有効活用に非常に効果があったというふうなことでございます。高く評価いたしたいと考えております。ほかのダム、例えば高山ダムあるいは瀬田川洗堰につつま

しても基準点における確保水量の見直し、あるいは改善等が期待されるところであります。

1 - 3はそのくらいでございます。

次のページをめくっていただいて、1 - 4でございますが、1 - 4は湧水対策会議の改正という項目でございます。

湧水対策会議を改正いたしまして湧水時に水利調整を円滑にやっていこうということではありますが、平成16年度に湧水対策会議のあり方に関する意見交換会というのが非公開で開催されただけで、その後この会議は開催されておられません。しかも、その内容につきましても非公開だったものでありますから、我々委員会にも、会議を開催したということの報告はあったんですが、どうやったのかということは何にも説明を受けておられません。非常に遺憾としております。

それから、水需要抑制の取り組みでございますが、ここに書いてありますように、河川管理者は節水キャンペーンあるいは広報活動を一生懸命やられました。しかしながら、住民がみずから進んで実行できる節水のための具体策等々につきましては残念ながら報告を聞くことができませんでした。

3)の湧水調整の具体化でございますが、新河川法では第53条を改正いたしまして「湧水時における水利使用の調整」、それから同じく53条の2を新たに追加いたしました。「湧水時における水利使用の特例」という項目でございます。

53条の方は湧水調整の早期化ということがうたわれております。これは、湧水になってから水利調整をしたのでは遅いので湧水のおそれがあるという段階で湧水調整に入りなさいということでもあります。淀川水系では琵琶湖水位が-90cmぐらいになった段階で湧水調整に入るという運用がなされております。一定の考え方であろうと評価しておりますが、その技術的な内容について踏み込んだ説明を利水者にしてやってほしいと思っております。「なぜ90cmか」、「80cmじゃいかなのか」とかいう意見もございます。ぜひこういうところを技術的に細かく説明をしていただきたいと思いますと考えております。

それから、ちょっとこれは関連することではありますが、のところで、琵琶湖水位-150cmが利用水位であり、これを超える状況を「非常湧水」と呼んで関係者と協議することになっております。これは瀬田川洗堰操作規則に記載されていることでもあります。「湧水」という言葉と「非常湧水」という言葉と、それから琵琶湖の水位でよく使われております「異常湧水時の緊急水の補給」という意味の「異常湧水」、こういう言葉が行政側からよく使われるんですが、内容がよくわからないので我々議論をする者にとっては混乱を

来しております。ぜひこういう言葉の使い方は、技術上の問題でありますから、きちっと説明をして整理をしていただきたいというふうに考えております。

それから、53条の改正のところに湯水時における情報の提供及び公開ということがうたわれております。先ほどの意見交換会は非公開で会議がなされております。こういう河川法の精神からいっても、湯水時における情報の公開は非常に大事なところでありますから、ぜひきちんとやっていただきたいということです。

それから、のところです、53条の2のところでは湯水時において水の融通を円滑に行うよう、手続の簡素化を行うようにという条文が新たに追加されているわけですが、我々としてはこの条文はよく生かされていないのではないかとこのように思っています。水融通を円滑に行うために手続の簡素化をぜひ進めていって、それを利水者に周知徹底するようにしていただきたいというふうに思います。このようにして水の融通あるいは利水の仕組みを簡素化することによって随分水需要の抑制が図られますし、それから新規の水源開発に対して有効な手段となろうかと思えます。

例えば、ここに書いてありますが、利水者間で湯水に備えて非常用給水管をお互いに接続して湯水時の水融通の拡大を図っているという例がございます。こういうことはそれぞれ利水者間で自主的にといたしますか、主体的に水融通を行いながら水の需要抑制を図っているわけですから、こういう水需要抑制対策の創意工夫などを積極的に奨励・支援することは河川管理者の大事な仕事ではないかというふうに理解しております。このことの認識が河川管理者には少し薄いのではないかなというふうに言わざるを得ません。

ということで、利水に関しては、非常によく対応されていることは認められますが、まだいろいろ検討していただきたいことが多くございます。

以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

では、最後になりましたが、住民参加部会からの報告をお願いします。

三田村副委員長

住民参加部会からご説明申し上げます。三田村でございます。

住民参加部会でどのように検討してまいったかという簡単な経緯についてご報告いたします。

まず、住民参加部会を開催する以前に、その理由は、先ほど庶務から報告がございま

したように、6月26日に住民参加部会が開催されました。時間的な都合もあり、その後の日程等を考えますと部会後に検討を始めるというのが非常に困難であるということが想像されましたので、それ以前に住民参加部会検討会というのを開催いたしました。その中で幾つか住民参加部会で進捗点検をやるべき項目等について議論をいただいてまいりました。それとともに、一部は各地域別部会がかかわっている問題もございますので、それとの調整等をどのようにしたらいいかというのがそれまでの意見の中であったようでございます。

それで、6月末の部会で意見交換をいたしまして、住民参加部会として意見を述べるものを決定いたしました。その中身は、具体的には計画-1の河川レンジャーでございます。ほかには、住民参加部会が幾つか関係するものがあるんですが、例えば何とか委員会というのを幾つか国土交通省の各河川事務所がおつくりになっていらっしゃるんですけども、その中に住民参加の視点があるかどうかということも点検しなければならないという意見がありました。それは今後の課題として、特に今後の住民参加のありようについて私どもは責任を持っておりますので、河川管理者等から意見を聞いて、そこでより充実させて提言あるいは意見を述べていきたいというぐあいになりました。したがって、結果的に住民参加部会では河川レンジャーのみについて意見を述べるということになりました。

そこで、作業検討会をつくりまして皆様構成員の方々から意見をいただいて、それをまとめたのが2ページと3ページにある計画-1の河川レンジャーでございます。委員会の検討会でまとめたものが2ページ、3ページになっているわけですが、素案は検討会の案でございます。それを簡単にご説明いたします。

2ページをごらんになっていただければありがたいと思います。3つに分けました。それは各地域別部会がそれぞれのところでお考えになって河川レンジャーについての意見を述べられておりますので、その中の全体的なこと、全体的に共通するようなこと、あるいは住民参加部会が基本的に意見を述べなければならないことをまずとして「全般的課題」といたしました。その具体的な内容を2番目の「具体的課題」としました。そして各地域別部会がご提出なさったものを最後のところの「地域の課題」というぐあいにまとめさせていただきました。したがって、努力していただいた各地域別部会の中身を、いただいた部分が随分ございますので、その辺はご了承いただければありがたいと思います。

少しご説明いたします。

「全般的課題」は、一番初めの2行に書いてございますように、まず提言、意見書に沿った河川レンジャー制度として試行がなされているかを点検したいということです。それから、各河川事務所の進捗に対する意見を述べるというのは、これは3番目の地域別部会がご担当になった部分でございます。それで、そのこの「全般的課題」の下から6行目ぐらいから書いてありますように、まだ試行段階が始まったばかりのところもございまして資料が十分委員会に提供されておきませんので、今後よりよい河川レンジャー制度を目指すためにも具体的な報告をぜひしていただきたいということ、それから河川レンジャーの身分についても少し考えていただかないと成功が多分見られないのではないかと、そういう表現で「全般的課題」は終えております。

2番目の「具体的課題」でありますけれども、7つ挙げております。

1つ目は研修をしていただきたいということです。河川レンジャーの中身がまだまだ定着しておりませんので、河川レンジャーというのはいかなるものなのか、その役割はどのようなものなのかということ研修していただく、あるいはよりよい研修が実現するようにフォローアップ研修も必要であるということ。

2番目の活動拠点でございますけれども、今のところ4つの管内の事務所におきましても既設の施設を使っていらっしゃいます。例えば淀川資料館だとか、琵琶湖ではウォーターステーション琵琶が使われておりますけれども、より開かれた施設としての流域センター構想をやはり構築していただければありがたいということを2番目に述べております。

処遇は先ほど述べたとおりでございますけれども、河川レンジャーの身分と処遇をちゃんとしていただいた方が河川レンジャーになれる方の活動が充実してくる、あるいは保障されるということになりますので、それもお願いしたいということです。

それから、広報でございます。まだ河川レンジャー制度が定着しておりませんので認知度はそれほど高いとは言えません。そういう意味において、優秀な人材を確保するためにも広報を有効にやっていただきたい。

5番目が、管理者そのものの意識もやっぱり高めていただきたいということでございます。河川レンジャーにかかわっていらっしゃる国土交通省の方々にはよろしいんですけども、その方々がいつまでその任務についていらっしゃるかわからないということと、それから河川レンジャーは非常にソフトな面でございますので国土交通省の方々もふなれな部分も多いと思いますので、隣の部署の方々にも河川レンジャーというのをご理解いただいて、周知していただければありがたいということでございます。

6つ目、自治体にもやっぱり同じように理解していただきたいということでございます。その理由は各地域別部会でも述べていらっしゃる場所ではありますけれども、当面の間は指定区間外区間とせざるを得ないんでしょうけれども、できるだけ広く活動範囲を流域全体にまで拡大していただく、そのためには自治体の理解というのが非常に大事でありますので、その辺との間での連携・協働をぜひお願いしたいということでございます。

それから、もう1つは、住民の意識高揚が非常に大事でございますので、それをぜひうまく機能できるように努力していただきたいということでございます。河川レンジャー制度といいますのは住民参加をより促進させる効果がございますので、今度の河川法改正にもかかわって非常に大きな役割を担うことができると思います。そういう意味においても住民の人たちの意識を高めるように努力していただきたいというのが「具体的課題」の7つでございました。

では、3ページに参ります。「地域の課題」といたしまして各地域別部会からいただいたものをまとめさせていただきましたのがそこでございます。

1つ目が琵琶湖河川事務所管内でございます。これも、先ほど述べましたように、琵琶湖河川事務所の直轄部分というのは非常に限られておりますので広く琵琶湖流域において活動できるように自治体等と調整していただきたいということが初めに書いてあります。それと、琵琶湖というのは少し特性を持った水域でございますので、琵琶湖の特性を生かした形での河川レンジャーを進めていただきたいということでございます。

2番目の淀川河川事務所はおおむね評価ができるという表現にとどめております。

3番目、木津川上流河川事務所管内は、同じように、おおむね評価ができる。ただ、河川レンジャー制度を支援する組織がまだできておりませんので、それをできるだけ早く設置していただきたいということが書いてあります。

ここで木津川上流部会の方をお願いしたいんですけれども、一番最後のところに「今後は、河川レンジャー検討懇談会を」と書いてありますが、検討懇談会というのは淀川河川事務所の名前でありますので、今この名前を充てるのは適切でないように思いますが、川上部会長、それでよろしいでしょうか。もしこれがまだでしたら、できれば「河川レンジャーを支える組織を早期に」というぐあいに換えさせていただきたいと思いますが。

川上委員

一応シートでは「検討懇談会を想定する」というふうに記載されておりますのでこのように書かせていただきました。

三田村副委員長

そうですか。この名前が挙がっているんですね。では、この名前を使わせていただくことにいたします。

4番目、猪名川河川事務所管内でございます。ここも猪名川というのは特殊なところがありますので河川レンジャーの特色を出す必要があるということ。それから活動拠点が無いようでございますので、それをぜひ早急に確保して整備していただきたいということがここに書いてあります。

以上でございました。

今本委員長

ありがとうございました。

とりまとめに当たられた委員の方で何かつけ加えたいこと、あるいは言い足りなかったことはございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

中村委員

これは後ほど各部会あるいは委員の先生方からも補足していただきたいんですが、非常に重要な、治水の部分で、特に琵琶湖部会ではシートの1-1「水害に強い地域づくり協議会」、「自分で守る」の治水-1-2、「みんなで守る」の治水-1-3、それから「地域で守る」という1-4でそれぞれ非常に熱心にご意見をいただきました。特に「水害に強い地域づくり協議会」のあたりではハザードマップなり、頻度を低頻度・中頻度・高頻度に分けて浸水危険地域マップづくりをされたというようなところもございましたし、それから情報伝達のためのさまざまな努力を非常に高く評価したりしております。

ただ、「みんなで守る」の治水-1-3あたりでは、特に湖南地域における急激に都市化が進展しているようなところの水防団というような考え方がかなり、現実にそういう制度を維持していくためには従来型の発想ではなかなか追いつかないというようなこともあるのではないかとということで企業や建設業等の参加というような新しい考え方も提示してございます。

後ほど必要があれば関係した委員から補足していただきたいと思いますが、若干ご紹介する必要があると思いましたので。

今本委員長

ありがとうございました。ほか、よろしいですか。

はい、どうぞ。

荻野委員

利水・水需要管理部会からなんですが、ダムについて少し説明させていただきたいと思います。

ダムにつきましては、54ページ、55ページにダムに関する委員会からのコメントが記載されております。特に川上ダムにつきましては少し長ったらしく書いてございます。川上ダムに対して利水・水需要管理部会では大変たくさんの意見が出されました。それを集約して3つの点にまとめておりますので少し紹介させていただきたいと思います。

55ページの川上ダムの真ん中あたり、1)からでございますが、三重県は需要予測を再計算いたしまして下方修正を行い、これを河川管理者がさらに精査してより低い数値を出しております。このことは評価できます。しかし、これに対して、委員会は、経済産業省が行った2030年時点の経済規模予測に照らしても三重県が出しました需要予測は大変過大な投資になるのではないかと懸念をしております。この川上ダムの用水は伊賀用水事業と言われておりますが、地方の小都市である約10万人の伊賀市にとってダム建設を伴います約300億円の水道拡張事業は途方もない大きな財政負担になるのではないかというふうに思っております。既存水源の保全と有効活用こそが最優先課題として取り組まれるべきであり、水需要予測の再検討を三重県に働きかけていただきたいというふうに思っております。

それから、2)のところですけど、木津川及び柘植川、服部川の合流点に岩倉水位観測所というのがございますが、ここでもう一度流量分析をしていただいて、川上ダムにかかわる基準点を岩倉に移して、比較的流量の豊富な柘植川、服部川を含めて自流取水が可能かどうかをもう一度再検討していただきたいという意見がございました。それから、この地区は農業用水がたくさん取水されております。13m³/s ぐらいの取水量であります。この農業用水との水利調整、これも一度真剣に取り組んでいただきたいと思います。

3番目でございますが、木津川上流には、高山ダムを初め、多数のダムが建設されております。これらのダムから阪神地区に給水されている水量は日量約63万m³でございますが、先ほどお話ししましたように、阪神地区では日量にして250万m³の未利用水がございます。その中で一部を250万m³の1%、2万5,000m³ですが、伊賀用水が期待しております2万8,000m³とほぼ匹敵するぐらいの量です。1%の利水を転用することによって川上ダムの必要水量が生み出される可能性が非常に強いということでございます。

こういった水利調整をぜひ進めていただいて川上ダムの建設の是非を問うていただきたいということでございます。これは我々利水・水需要管理部会で一番議論が活発に行われたところでございます。シート番号でいきますと、ダム-4-5です。それから、ダム-1-7、既設ダムの再編・運用の変更により治水・利水を効果的に行うということで木津川水系の5ダムの水利調整を図っていただきたいということでございます。

あと、ダムは幾つかございますが、利水者の撤退に対して河川管理者の協議内容を報告してくださいというふうなことに終始しております。

それから、最後の56ページ、丹生ダムにつきましては、先ほどありました異常渇水時の緊急水の補給ということが委員会ではよく理解されておられません。あるいは受け入れられておられません。もう一度再検討をしていただきたいということでございます。

以上です。

今本委員長

ありがとうございました。

ほかにあるかもわかりませんが、今回はこの意見案を皆さんにお配りする時間が非常におくれた、おくれたというより、あらかじめおくることができなかった、そういうこともありましたので、しばらく休憩時間を長目にとり、その間に読んでいただいて、その後議論に入りたいと思います。15分ほど休みたいと思いますが、庶務、よろしく願います。

庶務(日本能率協会総研 近藤)

それでは、ただいま20分でございます。今、委員長のお話があったので、35分まで休憩をさせていただきたいと思います。35分にはご着席願いたいと思います。よろしく願います。

それでは、休憩したいと思います。

〔午後 4時20分 休憩〕

〔午後 4時35分 再開〕

庶務(日本能率協会総研 近藤)

それでは、35分になりましたので、委員の皆さん、ご着席いただければと思います。

それでは再開をお願いいたします。

今本委員長

それでは、これまでの意見に対します意見、あるいはこの点はどうなっているんだとい

うことを河川管理者に聞くのでも結構です。順番はランダムで行きましょうか。どこからでもよろしいですから、ご発言ください。どなたからでも結構です。はい、どうぞ。

高田委員

高田です。利水に関して荻野部会長も言われたように、農水の問題が非常に大きいと思うんです。農水の実態というのを調べてほしいんですが、それは部局を超えた越権行為的なことで、縦割り行政ということになっているのかもしれませんが、少なくとも水利権を決めた当時の、例えば水田の面積と現状の面積、そういう比較というのは都市部では決定的に違うと思います。

実は、私、きのう猪名川の三ヶ井井堰を見てきまして、そこからの取水のかんがい面積が65haというのが取水堰のところに大きく書いてあります。実際にその中で地区に水田が幾らあるかというのを全部調べてみました。目見当ですが、10ha前後ぐらいしかありません。都市部においては明らかにそういう実態と決定した当時とはかけ離れているんです。河川管理者の方でこれはそういう縦割りを超えて面倒見切れんというのだったらそれはそれで仕方がないんですが、そう簡単に言ってもらっては困ると思うんですね。一定の資源を有効にみんなで分け合っという、点から以前から言われている農水の問題に少し手を突っ込んでほしいと思っております。

今本委員長

今の問題は非常に重要な問題でして、川から水を最も多くとっているのは農業用水です。ですから、これをどう扱うかということがこれから非常に大きな問題になると思いますので、この意見の中にそれをどう表現するか、もう少し考えて書き込みたいと思います。

ほか、はい、どうぞ。

千代延委員

千代延です。30ページで、治水 - 5 です。「狭窄部上流の浸水被害の軽減」というところですが、その記述の2)の中ごろから「平成17年7月1日に記者発表した『淀川水系5ダムについての方針』において、『当面実施しない』とした大戸川ダム及び余野川ダムがそれぞれ亀岡地区および多田地区の治水対策に組み込まれている」というところがあるんですけど、これは河川管理者の方にお尋ねしたいんです。これはこのとおりであろうかどうかということについてお願いします。

今本委員長

よろしいですか。では、お願いします。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。この部分ですけれども、まず、ダムについての方針を昨年7月、河川管理者としての案というのを昨年7月に出しておりますけれども、これは何も変わっておりません。まず、これを1点申し上げます。

それから、ここに記載しておりますのは、大戸川ダムあるいは丹生ダムという記載がそれぞれの狭窄部の中で効果があるという記述がございますけれども、これは検討の過程を記載しておるものでございますので、それぞれの施設が効果としてこういう効果があるということは確かに過去に検討しておりますので、その過程を書いたものというふうにご理解いただければいいと思います。

千代延委員

千代延です。それは事実なんでしょうけれども、ということは方針では当面実施しないという内容、方針だったと思いますね。そういうことから言えば依然として計画としては生きておるので、こういう検討をされておるといふふうに受け取ったらよろしいんでしょうか。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。それぞれの検討について、ここには結果が書いていないのでそこがちょっと紛らわしかったんだらうと思いますが、それぞれの検討の結果、こうこうであるというのは既に昨年7月のときにもご報告をさせていただいております、それを書いておけばよりわかりやすかったということです。

今本委員長

今の点は私も非常に不思議に思っておりました。この整備シートの方には例えば大戸川ダムと日吉ダムとの利水の振りかえという亡霊のような、かつてのことまで書いてあるんです。これは、日付から言いましても本年3月22日付のものが、以前のものを全く取り消さずに書いてあるということは、軽々しいものではないと私は思います。気がつかなかったら見逃されるというぐらいのことで、ここのところはやはりきちんと誤解のないような書き方にしていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

ほか、どうでしょうか。はい、どうぞ。

金盛委員

金盛です。私は、治水 - 1 - 3の、ページでいいますと21から22ページにわたる、「みんなを守る（水防活動、河川管理施設の運用）」の項、具体的には地域の課題として示さ

れておりますところの最後、「猪名川河川事務所管内」への、意見書案「排水機場の運用についてはさらなる検討が必要である」、これを問題にします。

この意見案では、いかなる検討を求めているのか不明でありますし、指摘は具体性にも欠けています。しかし、このことを今私は問題にしません。この意見は、猪名川の堤防が危険になったときに、...猪名川の沿川には随分たくさんの内水排除用のポンプがあるんですが、...これを運転調整しようとする場合に対する、場合によって危険が一層迫ればリスク管理としてポンプを停止しようという場合に対する意見なんです。それで、こういうのを調整運転とか、運転調整とかいうわけですけれども、このような意見では調整運転の本質を理解していないと言ってもいいと思います。したがって、これは問題にします。

シートによりますと、猪名川沿川の排水ポンプ場の運転調整については、平成14年2月から関係者間で準備会が設置され、協議がされてきております。このたびの整備シートには2年余にわたったその成果が示されております。この委員会にその協議の結果のあらましが示されましたことは評価しております。しかし、問題はこの準備会で大筋で合意されたとした、その内容であります。すなわち報告書によりますと、平成16年10月にこのように書いてあります。「破堤後の運転調整については大筋で合意を得た」とあります。調整運転は破堤した後に行うことが合意されたのであります。換言すれば、破堤するまでは調整運転は行わないんだと、こういうふうに書いてあると私は読みます。これは看過できません。破堤後に調整に入ってどんな意味があるんですか、意味はないと考えます。

ポンプの運転調整というのは、これは釈迦に説法ではありますが、破堤を回避するために実施する緊急やむを得ない処置であります。したがって、河川管理者はその責任において、堤防の危険水位を判断しまして、これを関係者に示して、その水位以上になれば、あるいはそれに近づくということになれば、ポンプの排水は停止、あるいは調整するよう、協力を要請するのが筋であります。これが基本であります。

河川管理者はこのことを決してあいまいにしてはならない、妥協してはならないと思っております。これは調整運転への認識不足か、あるいは妥協された結果か存じませんが、要するに準備会の段階ではこの基本原則にのっとり、本来の調整運転の協議は成立しなかった、不調に終わったというべきであります。

したがって、この報告を受けました流域委員会の意見としては、このような「さらなる検討が必要である」といったことではなしに、「準備会の合意は破棄し」、平成18年3月、水害に強い地域づくり協議会が設立されたとありますが、この「協議会で改めて協

議されるべき」というふうに意見すべきであると考えます。

この問題はポンプ場管理者サイドの理解が非常に得にくいところがありまして、合意には非常に困難があるということは十分承知をしております。私事ではありますが、私は30年前に寝屋川流域の平野川で実際にこの課題にタッチをいたしました。難しいことは十分承知をしておりますが、河川管理者に求められるのは危険水位に達しているのに、その危険を増長させる作為は許さないという厳しい揺るぎない姿勢であると存じます。よろしく申し上げます。

今本委員長

委員会の意見として修正を要するという事だと思っておりますが、今の意見の中で河川管理者側から見て事実誤認といったものがあるかないか、もしなければ意見を書きたいんですが。よろしく申し上げます。

河川管理者（近畿地方整備局 猪名川河川事務所長 松尾）

猪名川河川事務所の松尾でございます。先ほど金盛委員が言われた意見ですけれども、私どももそのとおりだと考えておりまして、あくまでも排水ポンプの運転調整につきましては、破堤を回避するために調整するというのが我々も目指しているところでございます。

そういうことで準備会ではいろいろ議論しましたけれども、改めて運転調整に関する専門部会、これを立ち上げまして、その中で破堤する前、だからある一定の水位に上がったところでポンプの運転調整をするという、破堤前に調整するということを目指して、この専門部会で検討していくということで考えております。ですから、目指すところは同じというふうに考えております。

金盛委員

金盛です。ついでと言ったら変ですけど、今のご意見に一言加えますと、目指さんでもいいんですね。合意が難しいかもわかりませんよ。これは一方通行ですよ。河川管理者は堤防の危険水位を示す、それに協力してくれと。だから、目指す必要はない。はっきりと当事者責任において、堤防のここまで来たら危ないから、ポンプの停止をしてくれ、調整してくれと、こういうふうに要請すべきなんです。そこで、協力が得られるか得られないかはわかりませんが、協力が得られれば調整運転の合意です。得られなくとも妥協されてはならないと考えます。

今本委員長

ただいまの意見ですけれども、私はこの意見書の方を修正したいと思います。あとの取

り扱いはできれば運営会議にお任せいただきたいと思います。それまでに文書を出していただいて、それで皆さんに見てもらいます。その段階でこの内容では自分はどうしても承服できない、単なる感想ではなく、内容的に承服できないという部分があれば、それは運営会議で検討いたしまして、なおかつその意見が取り上げられない場合には、少数意見として出していただくという形にしたいと思います。今の意見はたしか検討会の段階でも出ていましたので、この意見書に反映されていないのがむしろ不思議な気がいたします。おっしゃるとおり、修正したいと思いますのでよろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。これは、多分今読んですぐに意見を出せというのは難しいと思います。ただいま説明しましたように、もし皆さんの合意が得られるのならば運営会議に最終案をご一任いただきたいと思います。スケジュール的にはあと1週間後ぐらいまでに意見を出していただきまして、出された意見を運営会議のワーキングの方で検討させていただきます。そして、最終案をさらに委員の皆さんに配付します。その後で、少数意見があれば出していただきまして、もしなければそれを最終案として河川管理者の方に提出するという手順を踏みたいと思いますが、まず運営会議の方に一任いただけることに関してはよろしいでしょうか。

それではよろしくお願いします。先ほど、言いましたように、きょう初めて見られる部分があると思います。これまでに皆さんにお見せしてきた部分より5割ぐらいふえているんですかね。随分新規に書いているところがあります。そういう意味で、きょうすぐに意見を言うのは非常に酷だと思いますので、1週間という期限を置きたいと思います。

また、この書いた意見だけではなく、さらに新たに追加してこの項目にも意見を出したいというのがありましたら、それも遠慮なく出していただきたいと思います。

それでは、この件についてはそういうことでよろしいでしょうか。はい、どうぞ。

河川管理者（近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉）

児玉です。河川管理者も実はこれをきょう初めて拝見しておりまして、私の説明がまずかったりして、例えば先ほどの例なんかはまさにそうで、意図していることと委員会側で読んだ読み方が違っているということがあるままに意見が出されてしまっているというものもほかにもあるかもしれませんので、ちょっと河川管理者の方も見させていただいて、事実誤認がもしあったらご指摘をさせていただきたいと思いますが。

今本委員長

それはぜひよろしく申し上げます。委員会側が事実誤認をもししていたとしても、事実誤認するような文章であるのかどうか、その辺もひっくるめまして、河川管理者側から見てこれの意見、特に事実関係ですね。委員会としても間違っただけを言ったという結果になっても困りますので、ぜひよろしく申し上げます。はい、どうぞ。

川上委員

川上です。堤防のところなんか、特に堤防のメートル当たりの単価とか、キロメートル当たりの単価とか、そういう具体的な数字が結構入っているんですね。これが正しいかどうか、合っているかどうかということをちょっと確認していただきたいのと。

今本委員長

これは整備シートの数字です。

川上委員

もう1つは高規格堤防ですけども、これはまちづくりと一体となって進めることがほとんどだと思うんですけども、河川管理者の負担する部分と自治体が負担する部分と恐らく一緒になって一つの合計の予算として上がっているのではないかと思うんですね。その辺に仕分けしないとこれは正確にならないと。

今本委員長

ですから、その内訳を示せというふうにこの意見書はなっています。

川上委員

ああ、そうですか。済みません、よく読んでおりませんで、失礼しました。

今本委員長

いえいえ。そういうところもあると思います。それで、これが最終案といいますか、これで修正に応じないというわけではありませんので、ぜひよろしく申し上げます。できるだけレベルアップしたいと。どうぞ。

村上興正委員

村上です。47ページの河川保全利用委員会の淀川部会ですね。これは書いていませんが、淀川部会を本川、それから宇治川、桂川、木津川下流、すべて保全利用委員会が立ち上がって、具体的に一番よく進行している部分なので、私のミスで書いていませんので、淀川部会で検討の上、書き足させてもらいます。私の評価としては、淀川部会はちゃんと進捗状況としてはよろしいという話になると思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

今本委員長

はい、よろしくお願ひします。ほか、よろしいでしょうか。

それでは、次の。あ、どうぞ。

三田村副委員長

今、書き足すとおっしゃった部分なんですけど、できるだけ早くお願ひしたいと思ひます。と申しますのは、全員に回して、1週間ぐらいで意見をまたちょうだいするということになっていましたので、その部分は原案のような感じでおっしゃったので、できるだけ早くお願ひしたいと思ひます。

今本委員長

そういうことで、淀川部会として出される場合には、淀川部会でまず回していただき、よろしくお願ひします。

（2）一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取について

今本委員長

それでは、審議の（2）に入ります。一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取についてであります。これは、これまでに何度か取り上げましたが、きょうで方針を決めたいと思ひますので、住民参加部会の三田村さんからご説明いただけますか。

三田村副委員長

住民参加部会で検討した結果をご説明いたします。

大半の方は御存じだろうと思ひます。委員の方はもちろん御存じのことだと思ひますが、4月24日、前回の委員会でご説明いたしまして、それに対して委員の方々、あるいは一般傍聴の方々、あるいはそのほかの直接住民の方々から提出していただいた意見等を踏まえて反映させた改良版でございます。

経緯を申しますと、今申しましたように4月24日の委員会で幾つかの意見をいただきまして、それを改訂する作業の結果は、実はもう委員会に提案いたしましたので、住民参加部会としてはもう終わったのかなと思ひていました。しかし私が欠席いたしました5月17日の運営会議で住民参加部会に差し戻しをされたように議事録の上ではなっています。6月26日の住民参加部会で再度部会としての案をまとめてくるようにという申し出だろうと思ひます。

審議資料2をごらんになってください。6月26日に、そこにお手元でございますよう

な案ができました。若干後で手直した部分もありますけれども。きょうの運営会議にこれをご説明して、きょうの委員会にこれが提案されているのでございます。できましたら、今、今本委員長がおっしゃったように次回の委員会、あるいは部会からこれを適用していただければありがたいと思います。

主な部分だけご説明したいと思います。前回とほとんど同じ部分を再度申し上げることになるかもしれませんが、異なっている部分は異なっている部分、改良された部分改善された部分であるということを申し添えて、もう一度同じ部分が重複するかもしれませんが、ご辛抱いただきたいと思います。

まず、前段の部分で、誤解がないように、4行目に「なお、委員会は設立の当初から一般傍聴者、あるいは一般からの意見を重視しており、今回の提案はこの基本的姿勢を些かも変えるものではありません」という文章をつけ加えて、後退するものではなく、より充実させるための提案であるということをここに添えました。それから、幾つかございませぬのは、前回と同じように、よりよい一般意見の聴取を行いたいという、あるいは傍聴者からのご意見をいただきたいという意味で今回の提案があるという、これは前回と全く同じでございます。

(1)に参ります。「一般住民の意見提出について」というのも前回と同じですけれども、取り決めがございませぬでしたので、より効率的に、あるいは省資源、環境保全という視点からもある一定のルールを設けまして、それで枚数に基本的に制限を加えて、それで制限を加えない部分は自由にするというぐあいの提案でございます。それから、何度も何度も同じものを配付するようなことも避けようというのがそこでございます。

それから、一般傍聴者の発言、きょうの次第の4番目にあります一般傍聴者からの意見聴取というものと同じでございます。これもルールがなかったんですけれども、できるだけいろんな方々から意見をちょうだいしたいというので、ある程度のルール、時間的なルールだとか、あるいは内容についてのルールも考えさせていただきたいというので、後で申し上げますようなルールを考えました。

2ページに移ります。こういうお願いの文章が、きょうの具体的な提案の内容でございます。「1.委員会への〈意見提出の様式〉についてのお願い」。これも前回ご説明したとおりでございます。A4サイズでお願いしたいということと、白黒でコピーができるような原稿でお願いしたい。それから、庶務で余り加工することはできませんので、できるだけプリントができるようお願いしたい。ただ、両面コピーをして紙の省資源を考えた

いと思いますので、初めから両面コピーでご提出できない場合があると思いますので、片面コピーでも結構だということです。それを両面にして、次の(2)にありますように意見の分量として6ページを限度、すなわち3枚分までにしたいということです。したがって、6ページの片面コピーでご提出していただいても結構だということでございます。

補足するための資料は枚数を制限することはよそうということで、これは若干前回の説明とは変わりました。ただ、膨大な資料になる可能性がありますので、会場では全員に配布することはやめようということになりました。回覧で全員が目を通すことができるようにしたいというように改めました。これは前回と少し違うところでございます。

2番目。「<意見の提出、公表・配布の基本的な事項>についてのお願い」です。(1)意見提出の目的はあくまでも委員会に対してのものであるということにご留意いただきたいということです。これも前回と同じでございます。それから、意見の内容については、これも前回と同じですけれども、以下の点をぜひ守っていただいて、提出していただきたいということでございます。公表・配布等も前回と同じでございます。意見の提出要領についても前回と同じでございます。

3ページに参ります。「(5)注意事項」、これも前回と同じでございます。若干の体裁等については編集させていただくことがありますので、ご了承いただきたいということです。

3番目、「<会場等での資料配付の基本的な事項>についてのお願い」。体裁等は特に定めません。提出者の自由にさせていただければと思いますが、提出者みずからが配布を行っていただきたいということがそこに書いてあります。注意していただくことは例えば稀少生物が云々だとか、そういうことが書いてありますけれども、そういうことに配慮しつつ各自の責任において配付していただければ結構だということです。(1)(2)(3)(4)というふうに書いてありますけれども、余り内容に問題がある、あるいは配付の仕方に問題がある場合には配付を中断していただくことがありますということを注意事項でつけ加えております。

新たに問題になりました件が4番目にあります。著作権の保護に関する留意事項でございます。今までご提出された意見、特に記事のコピーだとか、あるいは図書の一部のコピーだとか、著作物からの引用・複写がある場合に著作権を許諾していらっしゃる場合があったようでございますので、これは著作権保護に触れますので、ぜひ許諾を得たことを明記した上で委員会に、具体的には庶務ですけれども、提出していただきたいという

こととございます。そういうものが明記していない場合には受け付けない場合があり得ますということとございます。ただ、ふなれな場合もございませうから、その他にありますように、ご不明な点については委員会庶務にお問い合わせいただければお手伝いすることは可能であるというぐあいに付記しております。

4 ページに参ります。「一般傍聴者からの意見聴取について」。1 つ目としかここには書いてありませんが、(1) (2) (3) とあります。従来のは御存じでありますのでしうからそのままにしておきまして、変更案というのが、先ほどの意見提出と同じで委員会の審議に係る内容にしていきたいということがそこに書いてあります。

それから、ご発言は原則として3分にしていきたい。ただし内容によっては3分でとどまらない場合が多々あるのでしうから、その場合は議長が判断して、長くしていただいても結構だということに改めました。これは前回のご説明とは若干違うところとございます。いずれにしても、できるだけ自由にして、しかもむだな時間、あるいはむだな資源の浪費につながらないように改訂していきたいということとございます。

それと、前回と同じとございますけれども、その他でアンケート用紙に書いていただくことも可能にしたいということとございます。できるだけ委員会で、住民の意見を参考に反映させていきたいということです。

5 ページは一般傍聴者発言に対するお願いですけれども、これはほとんど同じとございます。今お願いしておるのと同じとございます。

6 ページにありますのが、先ほど言いましたアンケートの書式とございます。

以上とございます。

今本委員長

はい、ありがとうございます。ただいまの提案に対しまして、ご質問あるいはご意見はございませうでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日からこういう形で進めたいと思ひます。ただ、もし不都合なことが出てくるようであれば、またその段階で検討して改めたいと思ひますので、決して皆さん方の発言を規制しようというつもりは毛頭ないということだけはつけ加えておきます。よろしくお願ひします。

(3) その他

今本委員長

審議の(3) その他のところに移ります。この部分で、住民参加部会からの提案を

お願いできますか。

三田村副委員長

審議のその他で、審議と言っていいのか、お願いと言っていいのかわかりませんので、審議に入らないのかもしれませんが、実は流域委員会の規約にございますように私たちの任務は5つ仰せつかっております。1つは進捗点検、きょうの重大な議事内容でございました。それに対して意見を述べるということがございます。

それから、整備計画の変更について意見を述べること。

それから、河川事業だとかダム事業についての再評価、及び事後評価についての審議を行い、意見を述べること。今の最後に申しましたのは策定されるまでと策定された後というのがございます。

もう1つは、関係住民の意見の反映方法について意見を述べるということなのが私たち委員会の大きな役割でございます。それを具体的に仰せつかっている部会が住民参加部会ということになります。これはもう任期もあと半年少しでございますので、できるだけまよめの作業に入りたいと思ひまして、きょうご提案といひますか、お願いをしたいということでございます。

実は意見の反映方法について、意見を述べるということなので以前の第1期の委員会の住民参加部会で反映方法の1つとして住民対話集会というのが効率的にも、あるいは内容を充実させるという意味においても、非常に有効であるというのでお願いしておりました。それを河川管理者の方々には努力していただいて今までに至っているわけでございます。ただ、それが本当にベストであるのかどうかというのはまだ私たちにも自信がございません。これは日本の住民参加のまだ未熟な点であろうかと思ひますけれども、そういう意味において、できるだけ本当の意味での総括を私たちもしていきたい。

そして、住民対話集会にかわるものがあればそれを提案していきたい、あるいは住民対話集会のこのところはこういうふうに変えた方がより反映方法としては適切じゃないかということを考えていきたい。今まで河川管理者がおやりになった住民対話集会、主にダムだとか、河川利用でおやりになったんだらうと思ひますけれども、今現実に例えば河川保全利用委員会等が開かれておりますので、その中でもやられている部分があるかと思ひます。そこで困難な部分だとか、一定評価があった部分だとか、あるいはこれにかわるものが本当は欲しいんだけどというような率直なご意見を河川管理者からご報告いただひて、それで私どもも真剣に考えていきたいということでございます。

ここからはそのためのお願いでございますが、説明をしていただくとともに、基礎的な方向を定めるための作業部会をつくっていただきたいというのが住民参加部会からのお願いでございます。もし許していただけるのでしたらできるだけ早くそれをしていきたいということでございます。

もう1点は、ダムの問題のときに幾つか河川管理者の方からお問いがありました、私どももちゃんとした答えができなかった部分、それは社会的合意です。提言でうたっておりますけれども、それに対する明確な指針というのがなかったわけです。河川管理者もお困りであったように思いますので、社会的合意というものはいかなる指針で臨むべきなのかということをもう少し突っ込んで考えてみたいと思います。それについても住民参加部会で何かの議論をして、まとめて今期の委員会を終えたいと思いますので、それもワーキンググループでご説明等をしていただいてからということになろうかと思っておりますけど、それを受けて、ワーキンググループで数人で素案をまとめて、それから住民参加部会、あるいは委員会でご議論いただければという、そのお願いでございます。よろしく願いいたします。

今本委員長

意見聴取という問題と社会的合意というこの2つの問題、これについての委員会としての姿勢を示すためにワーキングをつくりたいというお申し出です。この件に関しまして、どなたかご意見はございませんでしょうか。どうぞ。

河川管理者(近畿地方整備局 河川部 河川調査官 児玉)

児玉です。社会的合意についてなんですけれども、社会的合意というのが何か、どういう状態になったら社会的合意が得られたということかということについて、確かに示されていないということなんです、それは果たして本当に示せるものなのかどうかということについては、河川管理者はその指標なり何なりができるというふうに思っているわけではありません。ちょっと誤解があるといけないので、まず、いわゆる社会的合意という、皆さんがそうだなと思ってくれるような状態、これを目指すことは何につけてもそのとおりであります。そのときに、何らかの指標があつて、数字のようなものがあつて、ある数字を超えたから満足したよというようなものが必ずあるはずだとか、できるはずだとかいうふうに私たちは、少なくとも私はそうは思っておりません。

ですから、社会的合意、先ほどの部会長の提起されました問題について、もちろんご検討していただくことは大変ありがたいこととありますけれども、河川管理者はそれが無い

と絶対に困るので、何らかのものを無理やりでもつukらないといけないというふうに思っておられるのであれば、そこはそうではないという、少し楽な気持ちでやっていただければと思います。

さらにもう少しつけ加えますと、社会的合意を得るための手続として何をすべきなのか、何をしないといけないのかといった点については、河川管理者としては大変興味があるところです。ですから、こういうことをきちっとやっていくことが社会的合意を得るためのプロセスとして大事なのであれば、そのときの留意点はこういうことなんだということをご指摘いただくのが大変有意なことではないかと思っております。

今本委員長

今の意見だと、余り期待していないようですけども。

三田村副委員長

いや、随分期待していらっしゃるように私はお伺いいたしました。要するに河川管理者は随分と努力していらっしゃるというのはよくわかるんですが、多分河川管理者それぞれ個人によって違うんだろうと思います。

そういう意味においては、河川レンジャーでもそうだったんですけども、ずっと継続していただきたい、ある意味でのガイドラインみたいなものを共有して持っていたいた方が継続性があるのではないかということでございます。例えば、私どもも一定のガイドラインを示すことができなかつたほど難しい課題でございます。そのときに、たしか私は、総意はないけれども、合意はあり得るという表現をしたかもしれせん。そんなふうに全員の100%の合意というのは難しいと思います。けれども、できるだけ総意に近づけるような、そういう合意形成というのは可能だろうと思います。

そのためには、今児玉さんがおっしゃったように、具体的にどのような手続を踏めばそれに近づくことができるのかということをもう少し議論したい。逆に、ここで困ったかというのがあると思いますので、そういうこともお示しいただければ、ある意味でこちら主導にはなりますけれども、ご一緒に考えていければよりよい河川行政ができるのではないかというぐあいに、私個人としては期待しております。

今本委員長

この委員会としては、例えば社会的合意というものをそれほど議論せずにそういう表現を用いたわけです。そうしますと、それなりの責任もある。今、三田村さんからの説明にありますように、説明できなかったわけですが、何とか説明したい。今回もできると思

っていませんけれども、こういうことを考えたということをきちんと記録に残しておきたいと、そういう意味でも、ワーキングをつくって、この委員会としての記録をしておくということだと思うんですけどね。

三田村副委員長

もう1点、大事な部分を言い忘れましたが、社会的合意の中身で、一番関心があるグループは、多分一般住民の方々だろうと思うんです。ところが、一般住民の方々にも社会的合意に対するスタンスと申しますか、認識度の差というのは非常に大きいと思います。河川管理者が思っている社会的合意、あるいは委員会が難しいと思っている社会的合意、一般の方々が思っている社会的合意、随分違うと思いますので、どの辺のところかというのは、およそ、線じゃなくても、立体的に見えるようなレベルのところ、ある程度この辺までいけば、もう社会的合意に近づいているなというところでも見えればというような作業をさせていただければということでございます。混乱が生じないようにという、それが一番の目的でございます。

今本委員長

という提案ですが、このワーキングをつくることについて、委員の方、はい、どうぞ。

寺田委員

寺田です。ワーキングをつくって検討するということは、私は大賛成。ただ、ワーキングを、社会的合意ということの検討のためのワーキングと、それからこの住民意見の反映の方法ということに関するワーキングを、最初から2つつくってしまうということは、ちょっとどうかなというふうに私は思うんです。

それで、非常にこれは密接に関連している部分があるんです。だから、少し議論が進展をしていって、今三田村委員がおっしゃっているように、違う部分ももちろんありますので、場合によっては発展的にワーキングを2つにするということもあっていいのではないかなというふうには思うんですけどね。

とりあえず、1つのワーキングをつくって、まずは、先ほど三田村委員がおっしゃったように、これは諮問事項の一つであり、この委員会として懸案事項になっているわけで、もう大分以前にこの提言と、それから意見書を出して、それから後、大分時間が経過しておりますし、その間に管理者の方がこの委員会の意見に基づいて対話集会をいろいろ重ねてこられて、対話集会だけではなくて、いろんなこの検討のための組織の中で、いろんな住民参加の形を試行されている部分があるわけです。

そういうものを、全体的にやはり委員会としてもきちっと総括をして、さっき委員長のご提案のとおり、そして前に我々が提言をした、もしくは意見を出した中身が、よかった部分と、また足りない部分とかいうことを十分に検証しなくてはいけないだろうと思いますし、その上で発展的な意見を、できればこの任期中に検討し終えて、そしてお出しをしないといけないのではないかと思いますので、そういう作業を住民参加部会に任せ切るというのではなくて、多分今の三田村委員のご提案を集中的に検討するためのワーキングをつくらうということですから、これはぜひやっていただいた方が私もいいと思います。

それで、社会的合意は、確かに今、委員長もおっしゃったように、前の提言のときには、必ずしも、十分に議論して、皆さんが共通認識の中で実は言った概念じゃなくて、委員の中でも、いろいろなこのイメージがあったままで出したというふうなところがないではありませんから、私流に言えば、社会的合意というのは、まさに住民の意見をいろいろな形で反映するための手続、方法というものを駆使していきますよね。そういう過程がまさに社会的合意のための形成過程だと私は思うんですけども、その辺のところは十分にやはり議論しなくちゃいけないと。だから、オーバーラップしている部分があると思うんです。だから、その辺のところは当初は1つのワーキングでいろいろ検討をしていって、そして必要があればもう1つつくるということもあってもいいのではないかとということで、少し柔軟な形で発足をしたらどうかと。

それから、そのワーキングは住民参加部会の委員さん、部会の中で、その住民参加部会の委員だけで構成するという事じゃなくて、これはほかの部会でも関心、興味を、また意欲を持っている委員さんもおられるかもしれません。私もぜひ一緒にやりたいと思っていますけども。できれば、新たなワーキングということで、住民参加部会の委員さんを主体としながらも、ほかの部会の委員さんでも意欲的に取り組もうという方があれば、そういうメンバーで、余り大部隊にならない方がいいと思いますけども、ぜひ早期に発足をさせていただいて、今申し上げたような、いろいろなこの総括、河川管理者の方からもいろいろな総括的なことをヒアリングして、そしてそのワーキングの中でいろいろ検証のための作業をやっていただいて、その過程をまたこの委員会にいろいろ反映をさせていただいて、皆さんで議論をするということを少しやっていっていただいたらありがたいと思っています。

今本委員長

はい、ありがとうございました。ただいまのようなご意見ですが、はい、どうぞ。

三田村副委員長

三田村でございます。私の説明の仕方が少しまずくて、混乱させてしまったような結果になったのを反省しております。

それは、委員会で私が申し上げたようなものをお考えくださるんでしたら、ワーキンググループをというような思いがあったんですけども、先ほど、運営会議で住民参加の中でというふうな雰囲気がありましたので、私がワーキンググループという言葉を使ったのは、実は規約の中にありますワーキンググループではないんです。いわゆる住民参加の中でのそういうものを考える、作業小グループといいますか、そういうものがあればありがたいなというのでお願いしたい。住民参加部会の方々へのお願いでもあったのです。8月、9月にそういうことで知恵をお借りできればという意味で申し上げたんです。

もし、寺田先生がおっしゃったように、全体で少し大き目のワーキンググループを立ち上げててもよろしい、あるいはその方がよろしいということになれば、委員会の中でのワーキンググループとして位置づけていただいて、住民参加部会が積極的にそれを支援するという形をとらせていただきたいと思います。どちらでも結構かと思えます。

今本委員長

この問題についてどなたかご意見はございませんですか。

よろしいですか。

では、これにつきましても、運営会議に預けさせていただけますか。できるだけ早く発足させたい、その一方で、次の委員会がしばらくありませんので、そういう意味で、運営会議で審議して、できるだけ早く発足させたいという意味です。

では、そういうことにさせていただきます。ほかは、何かその他の議題でございませんでしょうか。

〔一般傍聴者からの意見聴取〕

今本委員長

それでは、以上で予定しました審議を終わりにして、次、一般傍聴者からの意見聴取と、4番目のところです。先ほどの件を心にしながら、ご意見をひとつよろしく願います。

ご意見のある方、ちょっと挙手願えますか。

3人ですか。あ、4人ですか。はい、ありがとうございました。この4人の方にまずしゃべっていただきまして、それからまだ時間がありましたら、残りの方で、もしよろしけ

ればということで発言していただきます。

それでは、はい、どうぞ。

傍聴者（浅野）

自然愛・環境問題研究所の浅野です。

本日配布の参考資料1に、NO.703、『委員会パンフをゆがめるもの』と題し意見書を出しています。重要な内容ですので、ぜひ後ほどごらんになってください。

また、NO.702に、『基本高水偽造』と題し、川上ダムの基本高水 $1,100\text{m}^3/\text{s}$ が全くの捏造、真っ赤なうそであることを検証しております。これを正当に見直すならば、およそ $800\text{m}^3/\text{s}$ 以下の基本高水量になるように思いますが、流出計算をも洗い直せば、 $600\text{m}^3/\text{s}$ ぐらいになりそうな感じもしております。このことや真の岩倉峡流下能力を考え合わせますと、遊水地こそ重要ではあれ、川上ダムがいかに無用の長物が、いかに無駄の標本であるか、今さらながらに思い知らされるところであります。

ダム下流の比土から森小場付近までの古い洪水被害に対しては、現在三重県が「木津川改良工事」を進めています。農業用井堰の統合と可動堰化、沈下橋の撤去と、橋脚の多い古い橋の撤去とつけかえ、その他の計画が実施されています。残念ながら、予算不足で当初の計画年度内で終わりそうにありませんが、現状としても、川上ダムがなくとも特別に困ることはないように思われます。

河川管理者は昭和28年以降、43年ごろまで、岩倉峡の岩石が多量に持ち出され、そのことにより流下能力が高まっている現状を認識し、「川上ダム基本高水量検討書」の見直しを徹底し、19kmも上流に予定しているダムが、旧上野北西部の洪水にほとんど関与できないことを認めるべきであろうと、ここに再度主張いたします。

さて、話は変わりますが、前回委員会より懸案の、「一般からの意見提出及び傍聴者からの意見聴取に関する提案」についてです。詳しいことは時間がかかりますので、これについて詳しくはまた後にいろいろ批判したいと思いますが、この提案については、4月12日の住民参加部会検討会にて検討、審議の上まとめられたと前回委員会では述べられておりました。前回委員会、意見交換の席上で、この理由について、根拠について、奥歯に物が詰まったように不透明な意図説明があったりしましたので、この検討会の議事録及び資料を開示されるよう、請求しました。5月1日のことであり、6月13日も督促いたしましたが、いまだに開示されません。前回委員会でも本委員長は、『非公開の会議内容についても、従来どおり情報公開に努めたい』と表明されていたのに、このような「ていたら

く」では淀川モデルが泣くではありませんか。委員会の完全な透明性を希望いたします。

今本委員長

ありがとうございました。次、こちら側の、はい、どうぞ。

傍聴者（新保）

大阪自然環境保全協会の新保と申します。

14ページの、オオサンショウウオの生息環境を保全する木津川上流部会の件です。これについて、補足とお願いがあります。

私は6月の初め、前深瀬川へオオサンショウウオの状況というのを見学に参りました。私はもっと自然な環境で移転が行われていると思っておりました。ところが、私の見間違いでなければ、オオサンショウウオは、いわゆる養魚場のようなところに移されておりましたし、人工巣穴と言われているのは、まるでマンホールでした。上のふたは鉄板でしたし、中の温度は、多分60度ぐらいになっていると言われるほどの貧相なものでした。

オオサンショウウオ移転の試行については云々とお書きになっていますが、もう少しきつく、しっかり、こういうふうなことはなさないようにという表現をしていただければありがたいと思います。

それともう1つ、こんな状況であれば、お亡くなりになっているオオサンショウウオがたくさんおられるのではないかと思います。この数は全然公表されておりません。これの公表も求めていただきたいと思います。

以上です。

今本委員長

はい、ありがとうございました。次はこちら側、はい、どうぞ。

傍聴者（野村）

関西のダムと水道を考える会の野村でございます。

利水の件で一言申し上げたいんですが、私どもは意見書も出させていただいておりますが、その中のポイントとなることを申し上げたいと思います。

それは、利水安全度の関係なんですが、私どもが考えますのに、こういうことを考えるときの正しいやり方というのは、まず淀川の流量から維持流量を差し引く、残った流量で検討すると。それで、上水、工水、農水、これの取水量と対比して検討する、これが正しいやり方だろうと思うんです。

しかし、私どもが、多分4年ぐらい前だと思っておりますが、近畿地方整備局さんに行って

聞いたところでは、今回出ています利水部会、河川管理者から出ています資料でも同じことだと思うんですが、どうしているかというと、維持流量を引く、その次に農水を全量引いていると、要するに農水の水利権というのは十五、六 m^3/s あるんですが、それをもう全部引いて、一たん先に引いてしまうと。その残った量でもって、上水、工水の最大取水量と比較して、どうも不足するとか、そういう検討をされているということのようなんです。

しかし、利水部会でも出ていますように、それから我々も以前に意見書を出しましたように、淀川下流部においては、約50%程度しか、最大においても農水は取水されていないわけです。ですから、農水も含めた本来の形の検討をすれば、今、利水安全度78%と言われていますが、これはもっと上がるはずですし、非常に淀川の安全度は実際はもっと高いはずだということになるというふうに思っておりますので、ぜひ委員会としても、先ほどの点、つまり河川管理者が農水を、水利権量を全量まず引いて検討しているということをご確認いただいて、それから詳しい検討をお願いしたいと思います。

以上です。

今本委員長

貴重な意見をありがとうございました。こちら、はい、どうぞ。先に手を上げておられた方、後ろ側です、はい。

傍聴者（畑中）

伊賀市から来ました畑中です。今回、一般からの意見ということで、伊賀の水と緑の会ということで、私たちの代表、森本博名で提出させていただいてあります。そして、きょう来て、非常に感銘を受けたのが、この55ページです。先ほども利水部会の部会長さんからご報告がありましたが、こういう内容でしっかりとデータを出し、そして審議をしていく方向づけを語られました。ぜひこの方向でお願いをしたいと思います。

さて、きょうも私たちが庶務にも先ほど確認をしたんですが、川上ダムを建設しようというところに、大変これは自然豊富なところだという意味で、ことし6月10日から6月30日までかけて、蛍の飛しょう調査、単純なことですが、やりました。それを庶務に送ってあったんですが、いわゆるとじていないということで確認しましたが、少し手違いがあったようです。これはまた送っておきますが、非常に蛍がこの地域に飛んでいると地域の皆さんが言いましたので、私たちの会も、再度確認する意味でつくりました。さらにこれを数年続けていこうと思っております。

皆さん御存じのように、オオサンショウウオ、あるいはオオタカ、サシバも飛しょうしている。私たち、6月1日に、大阪の環境保全の方や私たちの会の皆さんと一緒に、ずっとこのダムサイトから上流まで歩いて、歩いていく中でも、もうサシバが非常によく飛んでおりました。

こういう自然豊なところに、本当に人間の生活に必要な施設、これをつくるという議論なら私たちもわかるんですが、どうもこの川上ダムが人間の生活にどうしても不可欠なもの、例えば利水ですね、もう本当に利水については、伊賀市が水がないなんていうことを、いまだに言わせている。これは三重県企業庁もきょう来していると思うんです。県土整備部の担当者も来ていると思います。そんなはずはないんですよ。ですから、私が毎回ここへ来て言うのは、本当に水が必要だという人は、逆にそういう人たちのデータをここに示していただいて、そのために少々自然豊かなところを壊してでも、やっぱりこういう施設が必要なんだと、ほかに治水もありますから、ですが、ぜひ集中審議をしていただいて、川上ダムの是非を十分ご審議いただきたい。常にそういう気持ちで傍聴参加をさせていただいております。

どうぞ、今後ともしっかりとご議論していただきますよう、再度お願いをいたしまして、発言とかえさせていただきます。

今本委員長

はい、ありがとうございます。では、次。はい、どうぞ。

傍聴者（酒井）

京都の桂川流域の一般住民の酒井と申します。最後の論議で、住民参加部会の三田村委員の時間をかけて、かんでふくんで河川管理者なり各委員に求められているのは、河川管理者に物を言わぬサイレントマジョリティーの課題をどうするのですか。住民の方が、今日の流域委員会をどう見ているか、河川管理者から社会的合意がわからんということの議論も出ています。これは運営委員会で非公開の会議でやられるということなんですが、決してそういうもので解決していく問題じゃない、住民参加、民主主義の問題であると思います。

社会的合意の見本は、まさに先日、滋賀県で嘉田知事が誕生したじゃないですか。これが社会的合意なんです。皆さんおっしゃりませんので言いますが、一般住民の方、今、滋賀県民の方は、今日まで違う価値観でやられてきた県政に対して、今回の知事選であれだけの票差で勝ったわけですよ。社会的価値観が変わろうとしています。滋賀県の河川管

理者、琵琶湖の部会ないし近畿整備局、水資源機構は、滋賀県嘉田知事を支援するような形の議論をして下さい。こういう形が社会的合意なんだ、住民の意見聴取なんだということ肝に銘じていただきたい、そう思います。

三田村委員の住民参加部会の論議で、もう1つ、2つ言います。私は最近の各部会、全部傍聴に参加してそれなりのことを申し上げておりますが、なぜ住民参加部会で議論されるのか。本委員会で住民意見聴取について、住民は後ろに、各委員の背中に、河川管理者の背中におるわけですから、だれに向かったの河川整備計画なのか、河川方針なのか考えて下さい。

全国で、河川整備計画なるものが着々と本省の会議で行われています。ここにも委員の方、2名参加しておられます。名前を挙げませんがもう一人流域委員外で合計3名ですか。そこでの議論というのは全然、報告もなければ、議論の公開もされていませんし、河川整備計画ないし方針についてこうしていこう、意見を言っていこうという議論がないわけです。

熊本県川辺川ダム建設については、住民対話集会の代表となる各団体が、一般傍聴者として参加しています、意見書や資料を提出しています。何を国交省が考えているのか、これから20年、30年先、孫の代までの、私ら世代が議論していますが、国、河川管理者も含めて、実際にツケを負わされるのは次世代の子供たちなんですよ。

その辺のところなぜ論議されないのか、きょうも一言もしゃべっていない委員もおられます。今日も各自治体や関連団体の職員さんも見えています。関係業界の方も聞いています。本音を発言してくださいよ。これは血税が使われるのですよ。国民の税がいかに不当でムダな方向で、住民が思っていないような使われ方をするんですよ。

次回、52回委員会開催の、見通しがわからんというような話なんですけど、もう一度、何遍も言いますが、各河川での住民対話集会で、各部会で、もう一度委員の方、今までの反省に立ってやって下さい。利水部会の荻野委員が一番頑張っておられます。その辺の頑張っておられるところを、各委員の方はもっと勉強して、河川管理者が法を守らなければ、法律の専門家もおられます。河川法の53条の議論が利水部会で話が出ました。河川管理者は法を遵守しているのか。反論がなかったと思います。「住民の暮らしが水や川に生かされている」これはいつも嘉田委員が言っておられますが、その辺が原点だと思います。

以上です。

今本委員長

はい、ほかはございませんでしょうか。

では、どうもありがとうございました。

一般からの意見に対して委員会からの回答がないということをよく聞きます。しかし、委員会としての回答をしようとするすると、またそのための会議をしなければならないということで、現実非常に難しい。そのために、できたら、委員の方に個人的に、個人的意見としては幾らでも時間があれば答えますから、そういう形で聞いていただければと思います。委員の方もできるだけ、そういう機会があれば、時間の許す限り対応していただければと思います。

ただ、委員会としては、今言いましたようなことで、なかなか回答しろと言われても、ちょっといたし兼ねるという事情があります。ご了承ください。

〔その他〕

今本委員長

それでは、その次、その他ということで、委員会の今後のスケジュールをお願いします。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。その他資料ということで、委員会の今後のスケジュールをお配りしておりますが、現在のところ、公開会議としての会議は予定されておられません。

以上でございます。

今本委員長

では、以上で終わります。

庶務（日本能率協会総研 近藤）

はい。それでは、これもちまして、淀川水系流域委員会第51回委員会を閉会いたします。大変ありがとうございました。

〔午後 5時49分 閉会〕